

札幌市個人番号利用条例等の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市個人番号利用条例等の一部を改正する条例

（札幌市個人番号利用条例の一部改正）

第1条 札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。
- (2) 別表1の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
- (3) 別表2の4の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日の前日における同法第1条の規定による改正前の法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報に該当するもの」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁、総務省令第9号）第44条で定める情報」に改め、同表30の項中「又は特例給付」を削り、同表備考3及び備考4中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表備考13中「又は特例給付」を削る。

（札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第2条 札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報

保護審査会条例（平成16年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

（札幌市税条例の一部改正）

第3条 札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中札幌市個人番号利用条例第2条の改正規定並びに第2条及び第3条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。

（理 由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく関係省令の制定に伴い、保護に準じた措置を受けている外国人世帯の子どもに対する進学・就職準備給付金の支給に係る事務について個人番号を利用することができるようにする等のほか、同法等の一部改正に伴う所要の規定整備を行うため、本案を提出する。